

【通所介護・通所リハビリテーション】

問1 既に時間延長サービス体制が「対応可」となっている場合にも、改めて指定権者に届け出る必要はあるか。

答1 届出は不要。

問2 サービス提供時間が、通所介護の場合は7時間未満、通所リハビリテーションの場合は6時間未満である事業所も、指定権者に届け出る必要はあるか。

答2 届出は不要。

問3 自主休業やサービス提供時間の縮小を行っていた事業所のみが対象となるのか。

答3 消毒やマスク着用の徹底等、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を行った事業所であれば対象となる。

問4 事業所内で、同意を得られた利用者と、同意を得られなかった利用者で利用料に差が生じる可能性があるがよいか。

答4 構わない。同意を求める際には、増額する金額や、取り扱いの趣旨、同意をしない場合でもサービスは通常どおり継続すること等を丁寧に説明し、後々トラブルになることがないように心がけてほしい。

問5 利用者の負担を考慮し、最大4回算定できるところを2回のみ算定したり、2区分ではなく1区分のみ上位で算定することは可能か。

答5 第12報においては上限について示されたにすぎないため、利用者からの同意の取得やケアマネとの調整を適切に実施し判断してもらえばよい。